

## 地域における積極的権利擁護活動の基盤形成

### —市民後見人制度確立に向けて—

○ 田園調布学園大学 金井 守 (会員番号 6302)

キーワード：積極的権利擁護活動 基盤形成 市民後見人制度

#### 1. 研究目的

日本の地方自治体において 2005 年前後から市民後見人を養成する動きがみられ、現在では養成された市民後見人が成年後見活動に従事する状況が生まれている。このような状況を背景として、老人福祉法が改正され、2012 年 4 月から市町村の責任で市民後見人を養成し家庭裁判所に対して推薦する仕組みを導入し、その体制を整備することが義務付けられた（努力義務）。これにより、市町村長による審判請求等による後見活動を適切に実施できる人材の育成と活用を図り、住民の権利擁護等の福祉を確保しようとするものである。ここに公的市民活動としての「市民後見人制度」が発足したとすることができる。

本研究は、新たに創設される市民後見人制度が、地域の福祉活動に対して市民の主体的参加を促進し、権利擁護を積極的に推進する役割を果たすことができる条件や環境整備について探求することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

研究の視点は、(1) 市民後見人の「市民性」が持つ特性を確保し助長すること。  
(2) 市民後見人を養成し、その後見活動をバックアップする組織（後見推進組織）を確立すること。

研究の方法は、①市民後見及び市民後見人制度に関する文献研究、②「民生委員制度」及び「保護司制度」との比較を通じた公的市民活動としての市民後見人の特性抽出、③ドイツの「世話協会」との比較を通じた後見推進組織と行政・司法との協働のあり方を論ずる。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に則り、自他説の峻別、他説引用の厳格化、事例・調査におけるプライバシーの保護、関係者の承諾、対象者の匿名化等を厳守し、誠実性と倫理性を確保する。

#### 4. 研究結果

市民後見人の特性の助長と積極的権利擁護活動を確保する方向性は以下の通りである。

(1) 実行力のある権利擁護・生活支援の具体的実践

市民後見人は、市民としての対等な立場（市民目線）で後見人としての法的権限に基づく具体的権利擁護・生活支援を提供できる立場であり、これを生かし展開する。

#### （２）権利擁護への市民参加の拡大

市民後見人としてあるいは市民後見人に協力しバックアップを行う公的市民活動として権利擁護への市民参加の拡大が想定される。

#### （３）地域に根差す権利擁護ネットワークの定着化

市町村と連携し、身近な地域社会において住民としての市民が同じ住民を支援する関係の構築（権利擁護ネットワーク）が図られ、定着化する。

#### （４）後見推進組織の組織化による官民協働の推進

市民後見人を養成しバックアップするための組織が必要とされる。この組織は行政が設立・運営に関わるだけでなく、福祉や法律等の地域の関係諸団体が様々な関わり方で関わり、官民協働して地域の権利擁護を推進する機関となることが望まれる。

#### （５）行政・司法・民間諸団体の連携・協働の強化

市民後見人の養成、裁判所による選任、市民後見人による後見実践、関係団体や専門職によるバックアップ、後見監督等を通して、行政・司法・民間諸団体の連携・協働関係が強化される。市民後見人は、これらをつなぎ強める触媒の役割を果たす。

## 5. 考察

市民後見人制度が権利擁護を推進する役割を果たす事ができるかどうかは、市民後見人が市民目線できめ細かい適切な後見実践を継続して行うことができるかどうかにかかっている。このため、良識ある市民が市民後見人養成研修プログラムの受講を通し市民後見人としての資質を確保し、後見活動を行う現任者に対しても資質向上に向け継続して育成することが検討されなければならない。また、後見推進組織を通じて市民後見人に対する相談・助言、学習等の支援が考えられる必要がある。市民後見人を支える体制を構築することが肝要である。

課題として、地域の実情に応じて、市民後見人候補者が後見活動を実践する受け皿（後見活動の場）の問題、市民後見人に対し日常的にあるいは必要に応じ専門的に相談・助言できる体制・人材の確保の問題、市民後見人当事者組織の必要性と活動のあり方の問題、後見推進組織に所属しない市民後見人の存在と連携の問題等があげられる。

市民後見人制度の創設は、制度上は市町村の努力義務であり、民生委員制度や保護司制度が単独法により明確な行政上の責務として位置づけられているのと異なる。市長村長申立ての件数も市町村による温度差が大きい。しかし、このような状況を市町村が主体的に工夫して対応できる好機ととらえたい。また、地域の権利擁護の活動は、住民の主体的参加がなければ効果を生まない。行政の努力・工夫と市民・諸団体の主体的参加、関係者・諸機関の協働が強く求められるところである。